

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
広報・啓発活動	広報紙発行事業	市民	毎月2回発行している広報を通じて福祉サービスの情報を随時提供。	秘書広報課	更に見やすく親しまれる紙面にするため、写真や資料を取り入れるなどレイアウトを工夫し、情報提供に努める。	B
広報・啓発活動	広報紙発行事業	視覚障害者	視覚障害者のために、広報紙の音声化を実施。	秘書広報課、みずすまし会	社会福祉協議会と連携し、ボランティア組織の協力のもとに朗読サービスを継続。	A
広報・啓発活動	ウェブサイト運営事業	市民	市のウェブサイトには各種福祉サービス等の情報を掲載し、情報提供。	秘書広報課	新鮮かつタイムリーな情報を提供できるよう、ホームページ作成委員のスキルアップに向けた研修を実施する。	A
広報・啓発活動	「もばらで子育てガイドブック」の発行	子育て家庭	子どもを育てる上で活用できる制度、手当、子育て関連施設、医療、遊び場情報など各分野から子育てに役立つ幅広い情報を提供。H28からフルカラーによる「もばらで子育てガイドブック」としてリニューアル発行。	子育て支援課	掲載内容の更なる充実を図る	A
広報・啓発活動	のびのび子育て講座	妊婦及び子どもの保護者	平成26年度より廃止	生涯学習課	平成26年度より廃止	D
広報・啓発活動	乳幼児期家庭教育学級	3歳児を第1子に持つ保護者	家庭教育の重要性を再認識し、子育てに関する視野を広める。	生涯学習課	受講者数が伸び悩んでいるため、事業の対象者を3歳児を持つすべての保護者に拡大し、受講率の改善を図る。	C
広報・啓発活動	子育て講座	就学前の保護者	就学にあたっての子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を考える機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習課	今後も継続して実施する。	B
広報・啓発活動	家庭教育学級	4幼稚園及び7小学校の保護者(小学校は隔年毎)	変更なし ※H28年度から事業の対象者を4幼稚園及び14小学校の保護者とした。	生涯学習課	今後も継続して実施する。	B

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
広報・啓発活動	消費生活相談事業	市民	消費生活に関するトラブルについて、専門の相談員が相談を受け、解決に向け助言やあっせん等を行う。また、被害の未然防止やかしい消費者づくりのため、各種講座や啓発を実施する。	生活課	被害にあいやすい高齢者等の消費者被害の発見や未然防止のためには、相談体制の充実や一方的な情報発信だけでは不十分であるため見守りネットワークの構築を検討していく。また、消費者教育の充実を図っていく。	B
広報・啓発活動	広報「社福もばら」及びインターネットによる情報提供	市民	社会福祉協議会の活動内容やボランティア情報を、広く市民に周知するため、年4回「社福もばら」を発行するとともに、最新かつ的確な情報を幅広い世代に提供するため、ホームページやSNSを効果的に活用する。	社会福祉協議会	市民が親しみや関心を寄せる紙面づくりを目指すとともに、ホームページやSNSを活用し、情報発信力を強化する。	B
広報・啓発活動	福祉こどもまつりの開催	市民	児童の健全育成、社会福祉協議会の活動や民間福祉活動への理解を深めるため、福祉関係団体や民間企業と連携し、福祉こどもまつりを実施する。	社会福祉協議会	市内で活躍する福祉関係団体や社会福祉協議会の活動を周知する場として、効果が見込まれるため、今後も内容を充実し強化を図る。	A
広報・啓発活動	社会福祉大会の開催	福祉関係者、市民	市内の福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の実現に一層の努力を誓うとともに、社会福祉の発展に寄与した団体及び個人に対し顕彰を行う。	社会福祉協議会	社会福祉功労者及び団体の顕彰を通じて、ボランティアや地域福祉活動の重要性などを普及するとともに、市民活動の更なる発展を目指すため、顕彰基準などを見直していく。	B
広報・啓発活動	ボランティア情報紙「ウイズ」の発行	市民	広報「社福もばら」に統合済み(項目から削除へ)	社会福祉協議会	広報「社福もばら」に統合済み(項目から削除へ)	D
福祉教育	総合学習の時間	児童生徒	学校が「総合的な学習の時間」において、地域性、児童・生徒の実態、興味・関心に基づいた授業(国際理解、情報、環境、福祉等の課題を設定)を実施。当該課題の解決に向けて取組ことで「生きる力」を育む。	各小中学校	限られた総合学習の年間時間の中で、効率的な授業展開が必要。	B
福祉教育	福祉教育・福祉学習の支援	児童生徒	次世代を担う子供たちに、思いやりや助け合いの精神を育むため、関係団体と連携して市内小中高等学校の福祉教育に講師を派遣するとともに、助成金を交付し、福祉学習を支援する。	社会福祉協議会	子供たちに対する福祉教育は、将来の地域福祉の進展に効果が見込まれるため、ボランティア団体や当事者団体と連携し、より一層の充実を図る。	B

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
保健・療育・教育	放課後児童健全育成事業	昼間保護者が家庭にいない小学校低学年	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学生の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	子育て支援課、社会福祉法人、保護者会等	文部科学省が推進する「放課後子ども教室推進事業」と一体的に進め、「放課後子どもプラン」の中で実施する。	A
保健・療育・教育	放課後児童健全育成事業	昼間保護者がいない児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	子育て支援課、社会福祉法人、保護者会等	児童や保護者が安心して利用できるよう、関係機関と連携を強化し、安全面に配慮した運営を行う。	A
保健・療育・教育	病児・病後児保育事業	生後6か月から小学校3年生	病気の回復期又は回復に至らない場合にあり、自宅での静養を必要とする児童を、保護者が労働等の理由で保育することが困難な場合、医療機関に併設した病後児保育施設で預かる。	子育て支援課	病児及び病後児の受け入れについて更なる利用促進を図る	B
保健・療育・教育	通常保育事業	小学校入学前児童	保育所等において保育の必要性に応じて児童を保育する。	子育て支援課、公立保育所、私立保育園、認定こども園	待機児童解消に向けた取り組みとして、保育士の確保や施設整備を一層推進する。	A
保健・療育・教育	延長保育事業	延長保育を必要とする児童	通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所で引き続き保育を実施する。	公立保育所、私立保育園、認定こども園	今後も継続して実施する。	A
保健・療育・教育	一時預かり事業	一時的に保育を必要とする児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	公立保育所、私立保育園、認定こども園	H29年6月より市立朝日の森保育所において、一時預かり事業を開始した。今後も継続して実施する。	A
保健・療育・教育	地域子育て支援センター事業	子育てに悩みがある保護者等	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	公立保育所、私立保育園、認定こども園	今後も継続して実施する。	A

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
保健・療育・教育	心配ごと相談事業	市民	日常生活上のあらゆる相談に応じるため、心配ごと相談所を週1回開設し、市民福祉の向上を図る。	社会福祉協議会	相談機能を充実するため、相談員の資質向上、関係機関との連携強化を図る。	B
保健・療育・教育	無料法律相談事業	市民	心配ごと相談所の専門相談として、月1回無料法律相談を実施する。	社会福祉協議会	心配ごと相談所の専門相談として、事業を継続するとともに、利用促進を図るため、関係機関や市民に対し啓発活動を行う。	B
保健・療育・教育	放課後子ども教室推進事業	小学1~6年生	夏休みの子どもの居場所づくりと異年齢交流を目的に小学校の図書室等を利用し、高校生や地元自治会・長寿会の協力により実施。	生涯学習課	コーディネーターの育成を図りながら順次開催校を増やし、一層の充実に努める。	B
雇用・就労支援	雇用・就労の支援促進(子育てや介護・介助と仕事との両立支援を含む。)	市民(高齢者・障害者・子育ての両親)	①男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の企業へ向けての啓発と市民に対する広報活動。 ②高齢者・障害者等の雇用促進に関する啓発。	ハローワーク、労働基準監督署、県雇用労働課、	高齢者・障害者の雇用促進に努め、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法律の周知に努める。	B
保健・医療の充実	ひとり親家庭等医療費等助成金	18歳までの児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父とその児童または養育者	1つの病院で1ヶ月まとめて、その人ごとに保険診療のうち決められた金額を超えた分を助成する。	子育て支援課	千葉県補助事業であるため、県内一律の事業であり、今後も適切な助成に努める。	A
保健・医療の充実	健康診査事業	40歳以上の市民(一部検診については18歳以上)	健康増進法、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、各種健(検)診を行う。 また、受診結果に基づき、医師・保健師・栄養士によるライフスタイルに合わせた生活習慣病予防の個別、集団指導及び栄養相談を併せて行う。	健康管理課	健康診査事業の充実により、自身の健康に関するセルフケアが出来るよう支援する。また、疾病の予防及び早期発見による死亡者の減少に努める。	B
保健・医療の充実	結核健康診査事業	40歳以上の市民	感染症法に基づき、40歳以上の市民を対象に胸部X線撮影による健康診断を行う。	健康管理課	疾病の早期発見による死亡者の減少に努める。	B
保健・医療の充実	予防接種事業	65歳以上及び、小学生・乳幼児	予防接種法に基づき、市が実施すべき予防接種を行う。	健康管理課	今後もワクチンの定期接種化に関して、国の動向を注視するとともに、接種率の向上を図り、感染症予防に努める。	B

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
保健・医療の充実	在宅寝たきり者等歯科保健事業	在宅で寝たきりの方はまた外出困難者	茂原市長生郡歯科医師会の協力により、在宅で寝たきりの方や外出困難な方に対して歯の訪問診査を行い、必要に応じて保険診療を行う。	健康管理課	訪問歯科診療を専門で行う歯科医院が増えてきており、申込者が減少しているが、周知に努めながら継続して実施する。	B
保健・医療の充実	歯科保健事業（歯周疾患検診・妊婦歯科検診・2歳児歯科健診・幼稚園・保育所巡回歯科指導・小中学校歯科指導等）	市民	妊娠期から高齢者まで、生涯にわたり自分の歯で噛めるよう、健康教育や歯科健診を行う。また、乳幼児期から学齢期においてフッ化物応用を勧め、むし歯予防をしていく。	健康管理課	茂原市長生郡歯科医師会、教育委員会等と連携を取り、フッ化物洗口を推進する。	A
保健・医療の充実	健康教育・健康相談事業（①健診事後の説明会②特定保健指導③健康教室④いきいきサロン⑤歯科相談・栄養相談・なんでも健康相談等）	市民	①所見内容にて保健師・栄養士の集団指導及び個別指導を実施 ②メタボリックシンドローム予防のため、個別指導を実施 ③地区組織を利用したの教室、出前講座において実施 ④地区社協と連携して介護予防中心の講話と転倒予防他 ⑤歯科・栄養相談については定例月1回の他に随時実施 その他の健康相談については随時実施	健康管理課	介護保険や国民健康保険の保健事業における連携の遂行とともに、学校保健や職域保健等とのさらなる連携が求められる。また、その時代に合致した保健指導内容を実施するとともに、限られた人員で母子事業や健康増進事業を展開するにあたり事業体制の充実を図る。	B
保健・医療の充実	地区組織活動推進事業（市民健康教室・地区健康教室・講演会・健康づくり栄養教室等）	市民	市民の健康づくりを推進するにあたり、地域のリーダー的役割を果たしてくれる人を養成する。	健康管理課、茂原市保健委員会、茂原市食生活改善協議会	平成26年に発足した健康生活推進委員会において、今後も運動と食生活双方からの健康づくりを推進する。	A
保健・医療の充実	母子事業（母子手帳の交付・新生児妊産婦訪問指導・幼児健診・発達支援教室、子育て相談）	市民	妊娠前から、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない母子支援を、産前産後サポートセンターを中心に、医療機関や子育て支援課等関係機関と連携して実施する。	健康管理課	国は、現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター、母子保健上は母子健康包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない支援を実施することとしており、本市においては妊娠期から乳幼児期までのワンストップ拠点として平成29年度中に母子健康包括支援センターを茂原市保健センター内に設置する。	A

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
保健・医療の充実	特定健康診査・特定保健指導事業	40歳以上の国保被保険者	「生活習慣病予防の徹底」を図るため高齢者の医療の確保に関する法律に基づき40歳から74歳までの被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に対する健康診査及び特定健康診査の結果により保健指導を実施。	国保年金課	平成30年度から実施の次期特定健康診査及び特定保健指導実施計画に基づき、被保険者の健康保持増進に努める。	C
保健・医療の充実	後期高齢者医療事業	75歳以上の後期高齢者医療事業被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の被保険者の健康の保持増進のため健康診査（詳細な検査を含む）を実施。	広域連合、国保年金課	広域連合が実施する「長寿、健康増進事業」と連携を図りながらより一層の健康保持増進に努める。	B
在宅福祉サービス	地域支援事業	65歳以上の高齢者	地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援体制の整備、介護予防の推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援する。	高齢者支援課	・市独自の介護予防・生活支援サービスを充実させる。 ・一般介護予防として「もばら百歳体操」の周知を図り、地域で取り組む団体を推進していく。	B
保健・療育・教育	児童厚生施設管理運営（児童館）	18歳未満までの児童	各児童福祉センターにおいて、遊びの指導や親子教室（子育て世代の交流）を行い、子育てに対する不安解消、子供の発達を支援する。	子育て支援課、社会福祉協議会	子育てに対する不安解消、交流の場の提供、児童虐待など早期発見に努めるため、児童厚生員の資質向上を図る。	A
在宅福祉サービス	児童厚生施設管理運営（児童遊園）	18歳未満までの児童	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課	利用者の減少や遊具の老朽化の問題があり、今後地域の意見も把握しながら、廃止等も視野に入れ検討が必要。	A
在宅福祉サービス	意思疎通支援事業	聴覚障害者	聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を支援し、自立と社会参加を促進する。	障害福祉課	今後も聴覚障害者等の自立と社会参加を図るため継続して実施する。	A
在宅福祉サービス	リフト付き福祉カー貸出事業	障害者高齢者	車いす等を利用の障害のある人や高齢者が旅行等外出する際にリフト付きの自動車を貸し出す。	障害福祉課	今後も継続して実施する。	A
在宅福祉サービス	見守り型食事サービス	ひとり暮らしの高齢者及び障害者	見守り（安否確認）が必要とされる一人暮らしの高齢者（70歳以上で虚弱）や障害者、高齢者夫婦世帯を対象に月3回（7・8月を除く）地区ボランティアが手作りのお弁当（1食100円）を持って訪問する。	社会福祉協議会	ボランティア会員の高齢化にともない、担い手不足が課題となっている。地域でも見守り活動を継続するため、PR活動を強化し、ボランティアの確保を図る。	A
在宅福祉サービス	紙おむつ支給事業	寝たきり高齢者及び重度心身障害者（児）	在宅で6ヶ月以上寝たきりの高齢者や寝たきり重度心身障害者（児）を、介護する世帯の負担を軽減するため、紙おむつ等を年3回無料で支給する。	社会福祉協議会	在宅で介護している世帯の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も事業を継続するとともに、広報や民生委員活動などを通じて制度の周知を図る。	A

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
在宅福祉サービス	訪問理髪サービス事業	寝たきり高齢者及び重度心身障害者(児)	在宅で6ヶ月以上寝たきりの高齢者や寝たきり重度心身障害者(児)を対象に、本人及び介護者の負担を軽減するため、訪問による理髪サービスを実施し、料金の一部を助成する。	社会福祉協会	在宅で介護している世帯の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も事業を継続するとともに、広報や民生委員活動などを通じて制度の周知を図る。	B
バリアフリー化	街路整備事業	市民	歩道における視覚障害者への配慮を考え、誘導ブロック等の設置・歩車道境界ブロックの高低差の確保。	都市整備課	高師町下井戸線、ひこぼし線については、実施していない。今後進めていくおりひめ線において実施を検討する。	D
バリアフリー化	都市公園等維持補修事業	市民	都市公園の出入口又は、駐車場や園路及び公園施設等のバリアフリー化の整備。	都市整備課	都市公園のユニバーサルデザインを踏まえた整備を進めていく。	C
バリアフリー化	地域公共交通確保維持改善事業	市民	高齢者や障害者等の交通弱者にとっての生活交通手段を確保すると共に利便の改善等について茂原市地域公共交通会議で協議する。	都市計画課、茂原市地域公共交通会議	社会情勢の変化により公共交通の減少が危惧されるなか今後は公共交通の必要性が高まることを見据え、実情に即した公共交通サービスの充実を図る。	B
生涯学習・生涯スポーツの充実	芸術文化鑑賞会	市民	市バスを利用し、都内で行われる歌舞伎、能などの、良質な芸術に触れる機会を提供している。	生涯学習課	鑑賞会への参加希望者が多く、全員が参加できない。さつき号の廃止もあり、より参加が厳しくなっている状況である。なるべく初参加の人を優先するなど、広く参加者を増やすようにしている。	B
生涯学習・生涯スポーツの充実	舞台芸術ワークショップ	小中学生	平成25年度より廃止	生涯学習課	平成25年度より廃止	D
生涯学習・生涯スポーツの充実	スポーツ教室事業	市民	スポーツによる健康・体力づくりを目標に各種スポーツ教室を開催し、同時にタッチバレーボールをはじめニュースポーツ・軽スポーツの普及振興を図る。	体育課	各教室とも参加者は増加傾向にある。今後もスポーツ推進委員と連携を図り、タッチバレーボールをはじめ軽スポーツの更なる普及、定着に努める。	B
生涯学習・生涯スポーツの充実	スポーツ推進事業	市民	スポーツに親しむ機会の充実を図るため、各種スポーツ大会・イベントを展開し、市民に、スポーツに参加・親しむ機会を数多く提供し、市民相互の交流と健康増進を図る。	体育課	今後も継続して市民が参加しやすいファミリースポーツまつり、スポレク祭、タッチバレーボール大会、市民体育祭などの行事の更なる普及を図るとともに、ふれあい大相撲など市民がスポーツに親しめる機会を提供することに努める。	B

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
生涯学習・生涯スポーツの充実	市民カレッジ・城西国際大学公開講座・三育学院大学公開校講座	市民	大学の教授等による公開講座を開催し、専門的な学習機会の提供を図る。	生涯学習課	受講者の多くが高齢者であるため、高齢化に伴う様々な課題や興味に応えられるよう、それぞれの講座内容を見直し充実を図る。	B
生涯学習・生涯スポーツの充実	職員出前講座	市民	市内に在住・在勤・在学している10人以上の団体に対し、市職員が市政に関する情報を61のメニューにより提供する。	生涯学習課	市民が必要としている新鮮な情報を提供できるようメニューの見直しと充実を図る。	B
防災・防犯対策	児童生徒安全対策	児童・生徒	登下校等において児童・生徒の安全を守るため、次に掲げる事項を実施。 ①各学校において「危機管理マニュアル」に基づく訓練等の実施。 ②学校支援ボランティア等、地域住民によるパトロール、交通指導の実施。	各小中学校	「子ども110番」の運用について、見直しが必要。	C
防災・防犯対策	防犯対策事業	市民	防犯指導員による夜間の防犯パトロール、自主防犯活動団体による小中学生の登下校時における防犯パトロールの実施。 防犯団体に腕章など各種防犯グッズの貸出や活動時の保険の加入などの支援を行う。また、不審者情報や振り込め詐欺など身近で発生している犯罪を安全安心メールの配信やホームページ掲載により、注意を呼びかける。 平成30年4月より防犯ボックスを開所予定。 元警察官3人をセーフティアドバイザーとして採用し、茂原市防犯組合等と合同パトロール等行う。	防犯組合、自主防犯活動団体、生活課	昨今の社会経済情勢等の変化から子どもや高齢者を巻き込んだ凶悪な犯罪が増加しており、防犯対策は主要な事業の一つであるため、今後も継続して実施する。	A
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	NPO法人NALC茂原「いちごの会」事業	市民(高齢者、子育て親子、子ども)	高齢者生きがい活動支援 子育て・子ども支援 環境美化 商店街活性化	NPO法人NALC茂原「いちごの会」	今後、活動を充実させていくために、安定的な収入事業を行う必要がある。	

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	コミュニティ育成事業	市民	各種コミュニティ備品（テント、半てん、ワイヤレスアンプなど）の貸出 集会所新築・改修の助成。 茂原市自治会長連合会への助成。	生活課	地域におけるまちづくり、人づくりを進めていく上で、コミュニティの増進は必要不可欠である。市では、コミュニティ備品の貸出、集会所の新築、改修の助成などコミュニティの振興に努めており、今後も積極的に本事業を推進していく。	A
防災・防犯対策	災害ボランティアセンター	市民	大規模災害が起こったとき、迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの設置運営訓練、災害ボランティアの普及活動を実施する。	社会福祉協議会	災害に対する意識を高めるため、普及活動を強化するとともに、災害ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう、運営マニュアルの見直しを図る。	A
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	ボランティア・NPO活動	市民	ボランティア・NPO活動の把握、登録、斡旋、情報提供及び活動を支援する。	社会福祉協議会、生活課	市と連携し、ボランティア・NPO活動を普及するとともに、各団体の活動を支援し、市民活動の充実・強化を図る。	B
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	ボランティアの養成	市民	幅広い世代が、ボランティア活動の担い手となるよう、体験ボランティアや養成講座を実施する。	社会福祉協議会	ボランティア活動の裾野を広げるため、体験プログラムや活動メニューを充実するとともに、普及活動の強化を図る。	B
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	ボランティア相談、斡旋事業	市民	ボランティア活動に関する相談（登録・斡旋・紹介）を受けるとともに、ボランティア活動に対する要望やニーズ把握を行う。	社会福祉協議会	コーディネート機能を充実するため、ボランティアコーディネーターの資質向上に努めるとともに、ボランティア活動に対するニーズを把握し、新たな活動領域を検討する。	A
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	ボランティアセンター運営事業	市民	ボランティア活動に関する情報提供、相談、斡旋、養成、助成、保険加入などを行い、ボランティア活動を支援する。また、ボランティア団体相互の交流や情報交換なども行う。	社会福祉協議会	幅広い世代が、ボランティア活動の担い手となるよう、活動プログラムを充実するとともに、普及活動や支援体制を強化し、ボランティア活動の活性化を図る。	B
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	地区社会福祉協議会活動	児童、高齢者	住民主体による地域福祉活動を推進するため、市内13の地域に組織した地区社会福祉協議会において、地域の実情に即した福祉活動を展開する。	社会福祉協議会	ふれあい・いきいきサロン活動、地区たすけあいサービスなどを行い、住民同士の支え合いや助け合い活動を推進するとともに、地域のさまざまな生活課題に対し、地域住民が主体となって解決できるよう支援する。	B

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	地域福祉フォーラム事業	地域住民	事業を精査した結果、現行の地域福祉フォーラムは地区社会福祉協議会活動の一部となっているため、平成29度をもって事業を廃止する。	社会福祉協議会	地区社会福祉協議会活動へ統合	D
関連計画の推進体制、ネットワーク整備	茂原市要保護児童対策地域協議会	18歳未満の児童	児童虐待の予防、防止や要保護児童等の適切な支援対策を協議するとともに関係機関、関係団体等の情報共有、連携強化を図る。	子育て支援課	要保護児童への支援対策の更なる充実を図る。	A
関連計画の推進体制、ネットワーク整備	地域福祉活動計画	住民、行政機関及び福祉関係団体	市の地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会が地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を計画的に推進するため、地域福祉活動計画を策定する。	社会福祉協議会	「誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるよう」地域社会を構成するすべての人や組織と連携・協働し、福祉のまちづくり推進する。	A
人権保護・権利擁護の推進	人権相談事業	市民	人権擁護委員が毎月2回、市役所と本納公民館で人権相談を行っている。	生活課、千葉地方務局茂原支局	相談件数が少ないので、積極的に啓発活動を行う。	B
人権保護・権利擁護の推進	日常生活自立支援事業	市民	日常生活において、不安を感じている高齢者や障害者を対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行い、住み慣れた地域で生活できるよう支援する。	社会福祉協議会	サービスが必要な利用者を、円滑に支援できるよう、生活支援員を確保するとともに、安定した事業運営ができるよう、財源確保に努める。	A
施設福祉サービス	茂原市福祉センターの活用	高齢者、児童、市民	市の指定管理施設である総合市民センター、二宮・豊田・五郷・豊岡・東郷福祉センターにおいて、地区社協、センター利用者、地域住民などと連携し、地域福祉活動や子育て支援を展開する。	社会福祉協議会	安全面に配慮した施設運営を行うとともに、地域福祉活動の拠点施設として、学童クラブの運営や地区社協活動をはじめとする市民活動を積極的に支援する。	A

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
保健・療育・教育	療育支援事業	発達に心配される幼児とその保護者等	発達の遅れのある、または心配のある幼児の健やかな成長、また保護者の育児不安の解消により、適切な子育て環境が整えられるように支援を図る事業。	子育て支援課	親子遊びの教室は月2回、個別相談の子育て相談は年18回、ことばの相談は年30回に増やしているが、タイムリーな対応ができない時もあるため、対応について検討が必要である。また従事するスタッフの確保や質の向上も課題である。	B
保健・療育・教育	保育所・幼稚園の整備	小学校入学前児童	中・長期的な視点から公立保育所と公立幼稚園を一体的に捉え、施設の安全・安心を確保しつつ、すべての子どもに質の良い教育・保育を提供する事を目的とする。	子育て支援課	公立保育所を10所から6所に、公立幼稚園を4園から1園に縮小し、その新たな受け皿として、市の北部エリアと南部エリアに民間運営による「認定こども園」を整備する計画であり、その実施に向けて努めている。	B
在宅福祉サービス	養育支援訪問事業	育児不安のある保護者等	平成27年度に策定した「茂原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき事業を実施。養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問により指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を実施する事業。	子育て支援課	開始したばかりであり、事業の周知が不十分であり、必要な家庭への支援ができていない可能性がある。また、精神疾患で治療中の保護者や発達障害のある児童等、色々な課題を持つ家庭の支援をするため、訪問員の確保と質の向上が課題である。	B
防災・防犯対策	災害ボランティア協力者の登録	市民	災害時や緊急時、迅速に災害ボランティアの派遣が行えるよう、災害ボランティア活動に意欲のある個人及び団体を事前に登録し、大規模災害に備える。	社会福祉協議会	災害ボランティア活動に対する意識を高めるため、普及活動を強化するとともに、登録者に対しては訓練や研修会を行う。	C
ボランティア・NPO活動、住民自治やコミュニティ	協働のまちづくり推進事業	市民	平成28年4月に施行された茂原市まちづくり条例に基づき、市民参加・市民協働のまちづくりの推進を目指す。	生活課	地域におけるまちづくり、人づくりを進めていく上で、地域コミュニティの果たす役割は大きい。市では、市民活動団体・地域まちづくり協議会などコミュニティの振興に努めており、今後も積極的に本事業を推進していく。	B
人権保護・権利擁護の推進	法人後見受任事業	市民	判断能力の不十分な高齢者や障害者を対象に、身上監護や財産管理などを行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	社会福祉協議会	判断能力が低下した高齢者や障害者の生活を支援するため、関係機関との連携を強化するとともに、支援体制を強化するため、法人後見支援員の養成を行う。	A

# 関連施策の概要及び評価等

☆評価達成率について A (100%) 事業達成・維持継続 B (50~100%未満) 事業が順調に推移 C (1~50%未満) 事業見直し検討・改善充実 D (0%) 未着手・廃止

施策分野	関連事業名	事業の対象者	事業の概要	実施主体	課題と今後の方針	評価
生活困窮者対策 (新規追加)	消費生活相談事業	市民	多重債務相談を受け付け、必要に応じ専門機関へつなぐ。	生活課	潜在する多重債務者を相談窓口へ誘導するためには、啓発に加え、庁内での連携を推進する。	A
生活困窮者対策 (新規追加)	生活困窮者自立相談事業	生活困窮者	平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行により生活困窮者(生活保護になる手前の者)からの相談を広く受け付ける相談窓口(茂原市自立相談支援センター)の設置及び住居を失うか失う恐れのある者に家賃相当分を給付する住居確保給付金を実施し、生活保護を受けずに自立を目指す。	社会福祉課、長生地域のしをえる会	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者いかに把握し必要な支援に繋げられるか</li> <li>アウトリーチによる掘り出し情報提供時の個人情報の取り扱い</li> <li>支援期間は通常6ヶ月だが、その期間が過ぎても自立できない者もいるため、長期的支援になる者もいる</li> <li>任意事業の必要性について検討する</li> </ul>	B
生活困窮者対策 (新規追加)	生活支援事業(貸付)	生活困窮者など支援を必要とする世帯	専任相談員・自立生活支援員を配置し、生活困窮者など支援を必要とする世帯に対し、相談援助や資金貸付などを行い、自立更生を支援する。	社会福祉協議会	貸付制度を活用し、生活困窮者など支援を必要とする世帯の自立更生を支援するとともに、償還困難者への指導、支援体制を充実するため、関係機関との連携強化を図る。	B
生活困窮者対策 (新規追加)	低所得者援助事業	生活困窮者など支援を必要とする世帯	共同募金の配分金や歳末たすけあい募金などを活用し、生活困窮者など支援を必要とする世帯に対して、見舞金や慰问品を配布する。	社会福祉協議会	生活困窮者など支援を必要とする世帯を把握するため、民生委員児童委員協議会との連携・強化に努める。	B